

第5章

信書便事業者に適用される 税制上の特例措置

信書便事業者に対しては以下に掲げる税制上の特例措置が適用されます。

1 地方税の特例措置（事業所税）

(1) 制度の概要

事業所床面積及び従業員給与総額に対する事業所税について、一般信書便事業の用に供する施設に対しては非課税措置を、特定信書便事業の用に供する施設に対しては課税標準の特例措置（2分の1控除）を講じます。

(2) 対象施設

一般信書便事業又は特定信書便事業の用に供する施設のうち信書便物の引受け、配達、表示、区分、転送、還付及び管理の用に供する施設

(3) 適用期間

期間の定めはありません。

2 国税の特例措置（法人税、所得税）

(1) 制度の概要

中小企業者等*が、一定の機械等を取得した場合には、取得価額の7%の税額控除又は取得価額の30%の特別償却との選択適用（一定の要件を満たすリース契約により賃借するリース資産についても税額控除を適用）が認められます。

*資本金1億円以下の法人又は従業員1,000人以下の個人等

（電子計算機、インターネットに接続されたデジタル複合機：1設備又は同一種類の複数設備の合計が120万円以上、リース料総額160万円以上）

③一定のソフトウェア（一のソフトウェアの取得価額70万円以上、リース料総額100万円以上）

④普通貨物自動車（車両総重量3.5トン以上のもの）

⑤内航船舶（ただし取得価額の75%が対象）

(2) 対象設備

①機械装置（1設備の取得価額160万円以上、リース料総額210万円以上）

②事務処理の能率化等に資する器具・備品

(3) 適用期間

平成20年3月31日までです。